

生産振興課契約業者等選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生産振興課で行う建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等の入札・契約事務を適正な執行を図るため、生産振興課に生産振興課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定及び一般競争入札の実施に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、原則として執行予定額が埼玉県財務規則第15条第1項、第104条の2第1項及び第104条の5第1項による別表2で定める決裁区分において、課長の決裁となる契約のうち執行予定額が100万円を超えるものについて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 生産振興課長

委員 副課長及び総務担当主幹又は主査

2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、建制筆頭の副課長がその職務を代行する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は委員（委員長を含む。）数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から排斥することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、審査の内容について必要があるときは関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申等)

第6条 第2条第1項に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その業務委託等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

(1) 指名する業者(案)

- (2) 一般競争入札の公告文(案)
- (3) 入札参加者等の選定理由やその過程を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第7条 第2条第2項の規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、生産振興課において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第6条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第6条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(機密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成22年1月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。